

市第 64 号議案 横浜みどり税条例の一部改正について

次のとおり、横浜みどり税条例の一部改正を行います。

税目・改正項目		改正案の内容					
個人市民税	均等割の税率の特例 〔第2条関係〕	○ 課税期間について、平成 30 年度分まで5年間延長します。(税率は900円)					
		<table border="1"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>平成 21 年度分から平成 25 年度分までの個人市民税</td></tr> </table>	現 行	平成 21 年度分から平成 25 年度分までの個人市民税	<table border="1"> <tr><td>改正案</td></tr> <tr><td>平成 21 年度分から平成 30 年度分までの個人市民税</td></tr> </table>	改正案	平成 21 年度分から平成 30 年度分までの個人市民税
現 行							
平成 21 年度分から平成 25 年度分までの個人市民税							
改正案							
平成 21 年度分から平成 30 年度分までの個人市民税							
法人市民税	均等割の税率の特例 〔第3条関係〕	○ 課税期間について、平成 31 年3月 31 日までの間に開始する事業年度まで5年間延長します。(税率は9%) なお、欠損法人課税免除措置については、平成 26 年4月 1 日以後に開始する事業年度は適用しないこととします。					
		<table border="1"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人市民税</td></tr> </table>	現 行	平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人市民税	<table border="1"> <tr><td>改正案</td></tr> <tr><td>平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人市民税</td></tr> </table>	改正案	平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人市民税
現 行							
平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人市民税							
改正案							
平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る法人市民税							
固定資産税・都市計画税	特定緑化部分に対して課する固定資産税等の特例 〔第5条関係〕	○ 特例の対象となる契約締結期間について、平成 30 年 12 月 31 日まで5年間延長します。					
		<table border="1"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>緑化部分を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合</td></tr> </table>	現 行	緑化部分を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合	<table border="1"> <tr><td>改正案</td></tr> <tr><td>緑化部分を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に締結した場合</td></tr> </table>	改正案	緑化部分を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に締結した場合
現 行							
緑化部分を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合							
改正案							
緑化部分を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に締結した場合							
	農業用施設用地に対して課する固定資産税等の特例 〔第6条関係〕	○ 特例の対象となる契約締結期間について、平成 30 年 12 月 31 日まで5年間延長します。					
		<table border="1"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>農業用施設を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合</td></tr> </table>	現 行	農業用施設を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合	<table border="1"> <tr><td>改正案</td></tr> <tr><td>農業用施設を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に締結した場合</td></tr> </table>	改正案	農業用施設を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に締結した場合
現 行							
農業用施設を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に締結した場合							
改正案							
農業用施設を 10 年間保全する契約を平成 21 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に締結した場合							

※ その他、条文の整備を行います。

## 1 今回の条例改正の考え方

### (1) 課税手法・課税期間について

課税手法については、緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいるため、個人市民税及び法人市民税の均等割の超過課税とします（納税義務者は個人市民税及び法人市民税に係る均等割の納税義務者）。

また、課税期間については、定期的に事業効果の検証を行っていくため、5年間とします。

### (2) 税率について

税率については、26年度以降の施策である「これからの緑の取組（案）」のうち、横浜みどり税の使途として適当な4項目に沿って整理した結果、必要額は約130億円となりました。これを基に個人900円・法人9%とします。（「参考1」参照）

#### ア 横浜みどり税の使途の考え方

横浜みどり税の使途は、より直接的に緑の保全につながる特別緑地保全地区に指定した樹林地の買取（公有地化）、指定拡大に伴う維持管理の支援、市民が身近に緑を実感できる緑化の推進、森づくりボランティアなど市民参画につながる取組等については超過課税の趣旨に照らして適当であるとの考えから、具体的には現行の次の4項目に整理します。

- ① 樹林地・農地の確実な担保
- ② 身近な緑化の推進
- ③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

ただし、施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業などは、使途から除外し、既存財源で対応します。

#### イ 欠損法人の課税免除措置の特例

欠損法人の課税免除措置の特例は、次の2つの理由から、平成26年4月1日以後に開始する事業年度については適用しないこととします。

- ① 緑の保全・創造による受益は、すべての市民（個人・法人）に広く及んでいることから、市民税均等割の超過課税を採用しており、特定の納税者に特例を設けることは、この観点からは望ましいとはいえないこと。
- ② 現行の課税免除措置は、リーマンショック後の厳しい経済状況を踏まえて、例外的な措置として導入されたが、現在では、回復傾向がみられること。（「参考2」参照）

### (3) 固定資産税等の軽減について

特定緑化部分及び農業用施設用地に対する固定資産税及び都市計画税の軽減措置は、一層の市街地等の緑化誘導や農地の維持保全を図る必要があることから、そのインセンティブとして引き続き継続します。

## 2 横浜みどり税条例改正後の概要

項目	内容																																										
目的 (第1条関係)	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例・固定資産税及び都市計画税の特例に関し、必要な事項を定めます。																																										
横浜みどり税	課税手法 (第2・3条関係)	個人市民税及び法人市民税の均等割への超過課税																																									
	課税期間 (第2・3条関係)	(個人) 平成21年度分から平成30年度分まで (法人) 平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度																																									
	税率 (第2・3条関係)	<p>(個人) 年間900円</p> <p><b>【参考】個人の市民税の均等割の税率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準税率</th> <th>(参考) 横浜みどり税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円 (平成26年度からは3,500円)</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人) 年間均等割額の9%相当額(4,500~270,000円)</p> <p><b>【参考】法人の市民税の均等割の税率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th rowspan="2">(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>11,700円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td>14,400円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 10億円超 50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50人超</td> <td>1,750,000円</td> <td>157,500円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>3,000,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> </tbody> </table>	標準税率	(参考) 横浜みどり税分	3,000円 (平成26年度からは3,500円)	900円	法人の区分		標準税率	(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)	資本金等の額	従業者数	1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円	50人超	120,000円	10,800円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円	50人超	150,000円	13,500円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円	50人超	400,000円	36,000円	10億円超 10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円	50人超	1,750,000円	157,500円	50億円超	3,000,000円	270,000円
	標準税率	(参考) 横浜みどり税分																																									
3,000円 (平成26年度からは3,500円)	900円																																										
法人の区分		標準税率	(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)																																								
資本金等の額	従業者数																																										
1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円																																								
	50人超	120,000円	10,800円																																								
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円																																								
	50人超	150,000円	13,500円																																								
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円																																								
	50人超	400,000円	36,000円																																								
10億円超 10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円																																								
	50人超	1,750,000円	157,500円																																								
50億円超		3,000,000円	270,000円																																								
基金 (第4条関係)	横浜みどり税の税収相当額については、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(横浜市みどり基金)に積み立てます。																																										
固定資産税等の軽減	特定緑化部分に対する特例 (第5条関係)	敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に横浜市と締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減します。																																									
	農業用施設用地に対する特例 (第6条関係)	1,000㎡以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減します。																																									

### 3 26年度以降の横浜みどり税の税収見込額

(単位:百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度～	合計
個人	1,409	1,602	1,605	1,605	1,605	192	8,018
法人	143	912	1,000	1,000	1,000	946	5,001
計	1,552	2,514	2,605	2,605	2,605	1,138	13,019

※ 平成25年度当初市税実収見込額をベースに試算。

○ 「これからの緑の取組（案）」事業費一覧

(単位:百万円)

取組の柱	事業	取組	5 年 事業費	内訳	うち一般財源		
					うち みどり税	うち みどり税 以外	うち 国費 ・市債
次世代につなぐ森を育む 市民とともに	①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	32,494	32,494	3,556	971	27,967
	②生物多様性・安全性に配慮した森づくり	・森づくりガイドライン等を活用した森の育成	3,745	2,100	1,323	777	-
		・指定された樹林地における維持管理の支援		600	600	-	-
		・生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上		1,000	1,000	-	-
		・間伐材の有効活用		45	40	5	-
	③森を育む人材の育成	・森づくりを担う人材の育成 ・森づくり活動団体への支援	69	41 28	41 28	- -	- -
④市民が森に関わるきっかけづくり	・森の楽しみづくり ・森に関する情報発信	330	100 230	100 30	- 200	- -	
小計			36,639	36,639	6,719	1,953	27,967
農を感じる場をつくる 市民が身近に	①良好な農景観の保全	・水田の保全	1,087	343	183	160	-
		・特定農業用施設保全契約の締結		5	-	5	-
		・農景観を良好に維持する取組の支援		562	200	362	-
		・多様な主体による農地の利用促進		177	177	-	-
	②農とふれあう場づくり	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設 ・市民が農を楽しむ支援する取組の推進	2,576	2,514 62	1,101 -	47 62	1,367 -
③身近に感じる地産地消の推進	・地産地消にふれる機会の拡大	257	257	-	257	-	
④市民や企業と連携した地産地消の展開	・地産地消を広げる人材の育成 ・市民や企業等との連携	65	22 43	- -	22 43	- -	
小計			3,985	3,985	1,661	957	1,367
市民が実感できる緑をつくる	①民有地での緑の創出	・民有地における緑化の助成	306	148	123	25	-
		・建築物緑化保全契約の締結		-	-	-	-
		・名木古木の保存		109	100	9	-
		・人生記念樹の配布		50	22	28	-
	②公共施設・公有地での緑の創出	・公共施設・公有地での緑の創出・管理	4,465	1,370	150	1,220	-
		・公有地化によるシンボリックな緑の創出		1,650	324	-	1,327
・いきいきとした街路樹づくり		1,445		1,445	-	-	
③市民協働による緑のまちづくり	・地域緑のまちづくり	931	931	931	-	-	
④子どもを育む空間での緑の創出	・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	463	463	75	388	-	
⑤緑や花による魅力・賑わいの創出	・都心臨海部の緑花による賑わいづくり	1,620	1,620	1,470	150	-	
小計			7,784	7,784	4,639	1,819	1,327
のな効 展広果 開報的	①市民の理解を広げる広報の展開	・計画の周知や実績報告	80	80	-	80	-
総計			48,488	48,488	13,019	4,809	30,660

【注 1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

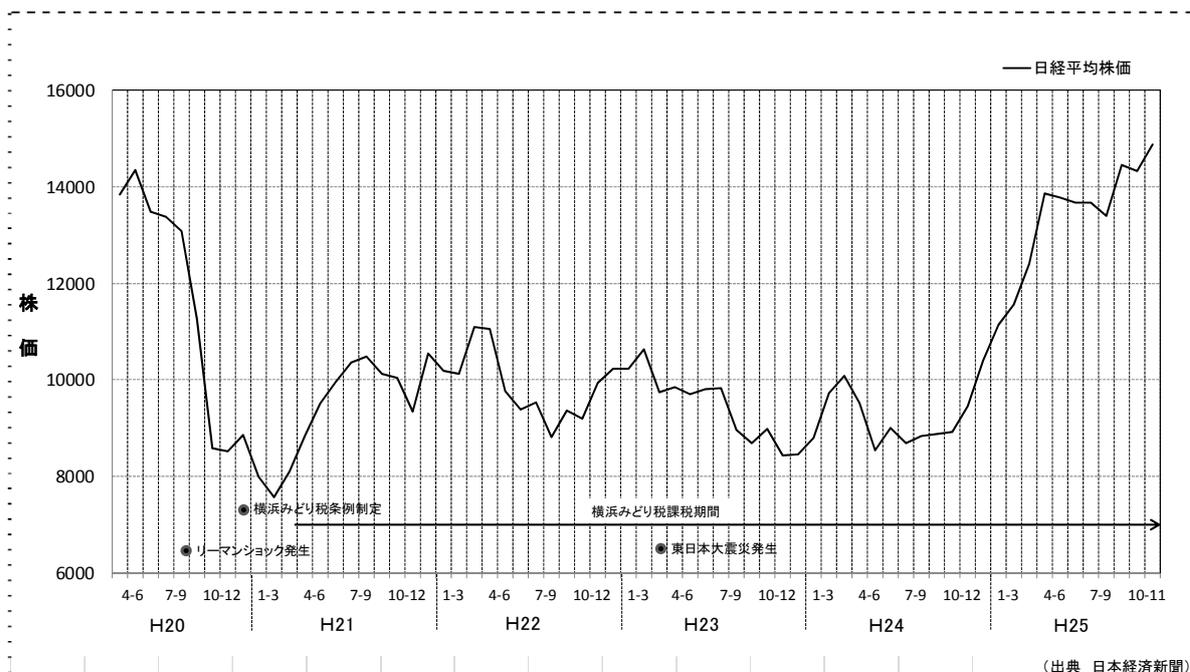
【注 2】端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

## ○ 国内・市内の経済状況

### (1) 全国の経済状況

#### ア 株価の推移

現在では、リーマンショック以前の株価水準を回復している。



#### イ 内閣府月例経済報告（平成 25 年 11 月）

景気は、緩やかに回復しつつある。先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続く、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。また、消費税率引上げに伴う駆け込み需要も見込まれる。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

月	月例経済報告における経済判断	
5	↑	景気は、緩やかに持ち直している。
6	↑	景気は、着実に持ち直している。
7	↑	景気は、着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きもみられる。
8	→	景気は、着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きもみられる。
9	↑	景気は、緩やかに回復しつつある。
10	→	景気は、緩やかに回復しつつある。
11	→	景気は、緩やかに回復しつつある。

## (2) 市内の経済状況 (第86回横浜市景況・経営動向調査 平成25年9月)

市内企業の自社業況 (BSI) は、平成25年7-9月期においては、大企業が0.0ポイント、中小企業が▲28.1ポイント、全産業が▲20.0ポイントであり、来期 (平成25年10-12月期) は、上昇する見通し。

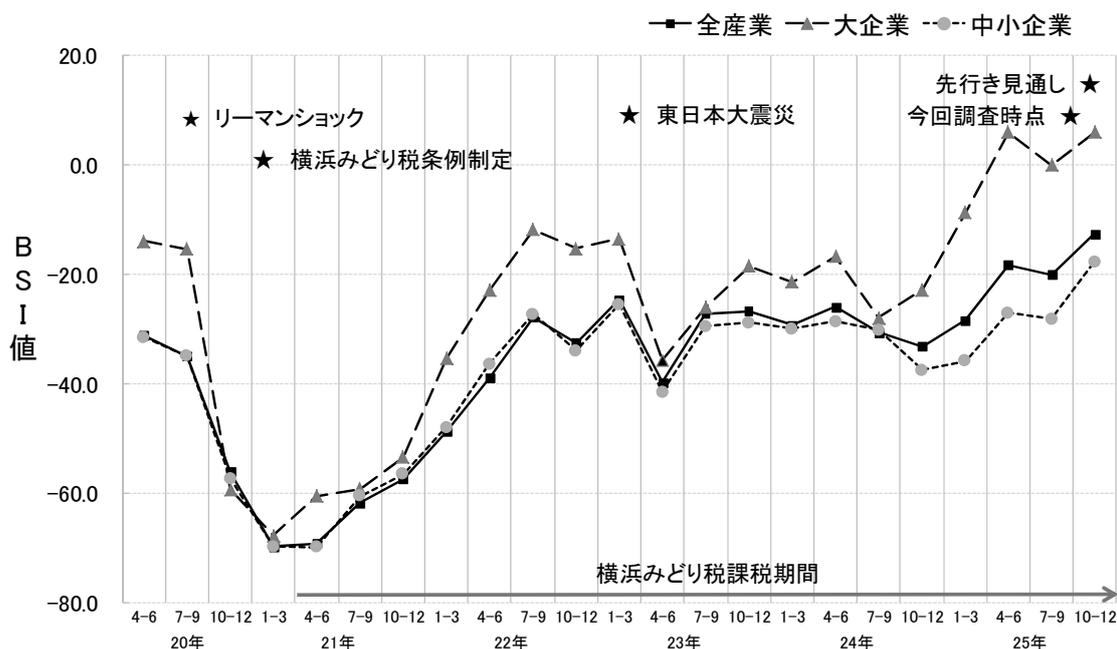
なお、リーマンショック後の最も低い値は、横浜みどり税条例可決直後の平成21年1-3月期であり、大企業が▲67.7ポイント、中小企業が▲69.7ポイント、全産業が▲69.7ポイントであった。

### ・横浜市内企業の自社業況 (BSI 値) の推移

年度	H20			H21			H22				
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
全産業	▲31.1	▲34.9	▲56.0	▲69.7	▲69.2	▲61.7	▲57.4	▲48.7	▲38.9	▲27.8	▲32.5
大企業	▲13.9	▲15.3	▲59.3	▲67.7	▲60.5	▲59.1	▲53.3	▲35.3	▲22.9	▲11.8	▲15.2
中小企業	▲31.5	▲34.9	▲57.3	▲69.7	▲69.8	▲60.5	▲56.5	▲47.9	▲36.3	▲27.2	▲33.9

年度	H23				H24				H25		
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9
全産業	▲24.5	▲39.7	▲27.2	▲32.5	▲29.2	▲25.9	▲30.6	▲33.1	▲28.3	▲18.2	▲20.0
大企業	▲13.4	▲35.7	▲26.0	▲18.4	▲21.3	▲16.7	▲27.9	▲22.8	▲8.7	6.0	0.0
中小企業	▲25.4	▲41.5	▲29.5	▲28.8	▲29.9	▲28.6	▲30.1	▲37.5	▲35.8	▲27.0	▲28.1

※ BSI 値：企業が感じる景気の強弱感を算式により求めた値。自社業況 BSI 値は、自社業況が「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を減じた値。



(出典)横浜市景況・動向調査(経済局)  
(注)BSI=「良い割合」-「悪い割合」

○ 横浜市税制調査会答申の概要（26 年度以降の横浜みどり税の部分を抜粋）

26 年度以降の横浜みどり税の取扱いについては、まず、課税自主権の活用の前提条件を検証した。

課税自主権活用の前提事項の整理	
施策の重要性	財政状況の説明・行財政改革等の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市が取りまとめた「これからの緑の取組[平成 26－30 年度](案)」は、これまでの取組の成果や課題等を踏まえて計画されており、<b>全体として十分合理性が認められる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務的経費の自然増が見込まれる中、横浜市の財政状況は、<b>依然として厳しい状況</b>にある。</li> <li>全職員に対して、絶えず主体的な業務改善に取り組むよう求めていることや、外郭団体に対する財政支援の縮小することなど、<b>市全体で行政内部経費の徹底した見直し</b>に取り組んでいる。</li> </ul>



前提事項を満たすことを確認した後に、横浜みどり税の継続の方向性が示され、具体的な税制案の検討を行った。

横浜みどり税条例における税制案の検討		
横浜みどり税	課税手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>26 年度以降も緑の取組を実施するためには、標準的税負担による行政需要を超える水準のコストを要するとともに、緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶから、<b>市民税(個人・法人)均等割の超過課税</b>を採用すべきと考える。</li> </ul>
	課税期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き<b>5年間</b>という課税期間で<b>適当</b>と考える。</li> <li>課税期間が終了しても、基金に残った額は、引き続き樹林地買取のための財源として機能する必要があるため、課税期間と基金存続期間は一致しない。</li> </ul>
	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民(個人・法人)に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいものである。</li> <li>緑の保全・創造はすべての市民・法人に広く及んでいることから、<b>欠損法人の課税免除措置は、望ましいとはいえない</b>が、特例措置を設ける場合は、政策目標と効果を明らかにし、横浜市と市会で熟慮した上で決定すべき。</li> </ul>

横浜みどり税	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には<b>現行の4点の整理が適当と考える</b>。</li> <li>・ 横浜みどり税の用途の根幹は、特別緑地保全地区に指定した樹林地の買取(公有地化等)であるが、指定の拡大に伴い維持管理の重要性が増すことと、維持管理の支援が、緑地保全制度による指定等、緑の確実な担保につながっていることを留意する必要がある。</li> <li>・ 都心臨海部や緑の少ない地域の緑の創出に対して用途を拡充することも必要。</li> </ul>
	税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これからの緑の取組[平成 26-30 年度](案)のうち、横浜みどり税を充当することが適切な事業を抽出し、さらに国費・市債・既存の一般財源の充当分を除いた結果、<b>横浜みどり税による必要財源額は約 130 億円</b>となった。仮に、これらの全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、<b>個人の負担額は、概ね 900 円程度、法人は規模等に応じた均等割額の9%程度(4,500 円~270,000 円)になると試算</b>。</li> <li>・ ただし、具体的な税率は、横浜市と市会において協議した上で<b>設定されるべきもの</b>。その際には、これからの緑の取組(案)における横浜みどり税の充当の考え方等について市民の理解を得ることが重要。</li> </ul>
固定資産税等	施策誘導を目的とした税負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税等の軽減措置は、インセンティブとして一定の成果は出ているとともに、横浜みどり税の創設と税負担の軽減による誘導策をセットでの実施が適当と整理され、当該軽減措置が導入された経緯もあることから、<b>26 年度以降も引き続き実施することが適当と考える</b>。</li> </ul>
	市民参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜みどりアップ計画市民推進会議は有効に機能していると評価できるものであり、<b>引き続き、設置が必須と考える</b>。</li> </ul>